

令和 8 年度 塩尻市高校生短期海外学習応援事業

募集要項

令和 8 年 9 月

塩尻市教育委員会



1 趣旨

塩尻市教育委員会は、次代を担い、グローバル社会で活躍する人材を育成するため、立教英国学院への短期海外学習を希望する生徒を募集する。

本事業は、探究的な学びの推進、自立心、責任感、挑戦する力の育成、英語教育及び国際的視野の涵養を図るとともに、将来的に地域や社会で活躍する人材の育成につなげることを目的とする。

また、本事業は、寄附者の意向に基づく寄附金を財源として、立教英国学院への短期海外学習に要する経費の一部について、市が参加者の保護者に補助金を交付し、市内に住所を有する生徒の海外での学びを支援するものである。

2 立教英国学院

立教英国学院は、英国に所在する立教学院の関係校であり、日本の教育課程を基礎とした教育と、英国の教育環境を生かした国際的な学びを提供する全寮制の教育機関である。

なお、学校教育法第1条に規定する学校には該当しない。

立教英国学院の学校概要、教育内容及び寮生活等の詳細については、立教英国学院のホームページを確認すること。また、海外に所在する教育施設としての位置付けについては、文部科学省のホームページを確認すること。

3 募集人数

1人

4 募集対象

募集対象は、応募時点において、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校第1学年から第3学年まで（以下「高等学校等」という。）に在籍し、かつ、令和9年の短期海外学習期間中も引き続き高等学校等に在籍する見込みの者とする。

なお、在籍校における学年、履修状況、単位認定、出席等の取扱いについては、在籍校及び立教英国学院との調整が必要となるため、応募前に在籍校へ十分相談すること。

5 短期海外学習期間

短期海外学習期間は、原則として、次の期間とする。

令和9年度第1学期（令和9年4月上旬から令和9年7月下旬まで）

ただし、第2学期に短期海外学習を希望する場合は、事前に塩尻市教育委員会学校教育課へ相談すること。

なお、留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 立教英国学院の学期日程、入学式、渡航日、帰国日等により、実際の滞在期間は変更となる場合がある。
- (2) 令和9年度第1学期の場合は、4月上旬の渡航を予定している。
- (3) 立教英国学院での学習は、原則として各学期の開始時からとし、学期途中からの学習は認めない。

6 経費の負担

本事業に要する経費の一部については、寄附者の意向に基づく寄附金を財源として、市が参加者の保護者に補助金を交付する。

(1) 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、予算の範囲内で、次のうち市が必要と認めるものとする。

- ア 立教英国学院への授業料
- イ 渡航及び帰国に要する航空券代
- ウ その他市が必要と認める経費

航空券は、塩尻市教育委員会及び立教英国学院が示す日程及び条件に基づき、塩尻市教育委員会の事前確認を受けた上で、本人又は保護者が手配し、支払うものとする。

立教英国学院への授業料は、立教英国学院が指定する方法及び期限に従い、本人又は保護者が支払うものとする。

(2) 立教英国学院が用意又は負担するもの

立教英国学院が用意し、又は負担するものは、原則として次のとおりとする。

- ア 教科書及び副教材
- イ 学校指定の学習用ノートパソコンの貸与
- ウ ハーフターム中のホームステイ費用(※第1学期に短期海外学習を行う場合に限り。)

なお、立教英国学院の受入れ条件その他の事情により、用意又は負担する内容が変更となる場合がある。

(3) 本人又は保護者が負担する経費

補助対象経費以外の経費は、本人又は保護者の負担とする。主な経費は、次のとおりとする。

- ア パスポート取得に要する費用
- イ 個人的な小遣い及び外出時の食事代
- ウ 文具、日用品その他本人が個人的に使用する物品に係る費用
- エ 希望者が受講する音楽・語学のレッスンに係る費用
- オ フライデースポーツのうち有料の種目その他の有料課外活動に係る費用
- カ 模擬試験、資格試験その他の試験に係る費用
- キ 空港までの移動費
- ク 学校休業期間(ハーフターム)中のホームステイに伴う移動その他の費用のうち、立教英国学院が負担しないもの
- ケ 海外旅行保険その他保険加入に係る費用
- コ 振込手数料、送金手数料その他支払手続に要する費用
- サ 本人又は保護者の都合による辞退、渡航中止、渡航日又は帰国日の変更等に伴い発生するキャンセル料、変更手数料その他の費用
- シ その他個人的な事情により発生する費用

(4) 補助金の交付手続

参加者の保護者は、参加者の決定後、塩尻市教育委員会が指定する期日までに補助金

の交付申請を行うものとする。

補助金の交付申請、交付決定、請求、実績報告、交付額の確定及び精算その他必要な手続は、塩尻市補助金等交付規則による。なお、参加者としての決定は、補助金の交付決定を兼ねるものではない。

補助金の交付決定を受けた者は、補助対象経費の支払後、領収書、送金記録その他支払を証する書類を添えて、指定された期日までに実績報告を行わなければならない。

(5) 留意事項

応募後に辞退し、又は参加者として決定された後に渡航を中止する場合は、速やかに塩尻市教育委員会学校教育課へ申し出ること。

参加者として決定された後、本人又は保護者の都合による辞退、渡航中止、渡航日若しくは帰国日の変更等により、航空券のキャンセル料、変更手数料、立教英国学院への授業料に係る返金不能額その他の費用が発生した場合は、本人又は保護者の負担とする。

ただし、災害、感染症、国際情勢、立教英国学院の受入れ条件の変更その他本人又は保護者の責めによらない事情により渡航が困難となった場合の取扱いは、塩尻市教育委員会、立教英国学院、本人及び保護者で協議の上、決定する。

7 応募資格

応募できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 応募時点において高等学校等に在籍し、令和9年度の短期海外学習期間中も引き続き高等学校等に在籍する見込みであること。
- (2) 中学校入学時から応募時点まで、引き続き市内に住所を有していること。
- (3) 応募時点において、保護者が引き続き1年以上市内に住所を有していること。
- (4) 立教英国学院での学習及び寮生活に強い意欲を有すること。
- (5) 集団生活に適応し、他者と協調して生活できること。
- (6) 心身ともに海外での生活に耐え得る健康状態にあること。
- (7) 保護者の同意を得ていること。
- (8) 在籍校の学校長から推薦を受けていること。
- (9) 在籍校において、短期海外学習期間中及び復学後の単位、出席、履修、成績その他の取扱いについて、学校長の確認が得られていること。

8 応募期間

応募期間は、次のとおりとする。

令和8年9月14日（月）から令和8年11月6日（金）まで

郵送の場合は、応募期間内に必着とする。

なお、応募状況により応募期間を延長する場合がある。この場合は、塩尻市ホームページ等で周知する。

9 応募手続

応募者は、10に掲げる書類を整えて、封筒に「高校生短期海外学習応援事業応募書類在中」と明記の上、塩尻市教育委員会学校教育課へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、配達記録が確認できる方法を用いること。

10 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 応募申込書

様式1

- (2) 自己推薦書

様式2

- (3) 学校長推薦書兼確認書

様式3

- (4) 保護者同意書

様式4

- (5) 健康状態申告書

様式5

- (6) 過去3年間の成績表等

応募時点から遡って過去3年間の成績及び出欠状況が分かる書類

(中学校在籍期間を含む。写し可。)

- (7) その他塩尻市教育委員会が必要と認める書類

必要に応じ、追加して書類の提出を求める場合がある。

11 選考方法

筆記試験は実施しない。

塩尻市教育委員会は、提出書類及び面接の内容に基づき、次の事項を総合的に審査する。

- (1) 成績及び出欠状況
- (2) 自己推薦書の内容
- (3) 面接の内容
- (4) 海外生活及び寮生活への適性
- (5) 本事業の趣旨に対する理解
- (6) 帰国後に体験を地域又は学校へ還元する意欲

12 求める生徒像

本事業では、次のような生徒を求める。

- (1) 立教英国学院での生活や学びを強く希望している生徒
- (2) 英国での生活や異文化交流に主体的に取り組める生徒
- (3) 寮生活及び集団生活に前向きに適応できる生徒
- (4) 他者と協調し、互いを尊重できる生徒

- (5) 自分の経験を帰国後に地域や学校へ還元する意欲のある生徒
 - (6) 市の代表としての自覚を持ち、立教英国学院での学びや生活に主体的に取り組める生徒
 - (7) 将来、市や社会の発展に貢献しようとする意欲のある生徒
- なお、英語力や学力のみで選考するものではない。

1 3 面接

面接は、塩尻市教育委員会が実施する。

(1) 面接予定時期

令和8年11月下旬頃

(2) 面接方法

原則として、対面により実施する。

ただし、必要に応じてオンラインで実施する場合がある。

(3) 面接対象者

応募者本人

必要に応じて、保護者又は在籍校に確認を行う場合がある。

1 4 参加者の決定及び確認面談

塩尻市教育委員会は、提出書類及び面接の内容を総合的に審査し、参加者を決定する。

参加者の決定後、立教英国学院は、受入れ準備のための確認面談を、原則としてオンラインにより実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別の方法により実施することがある。

確認面談は、参加者の学習状況、生活状況、健康状態、服薬の有無、寮生活における配慮事項、渡航及び受入れに必要な事項並びに短期海外学習に向けた準備及び参加者の不安事項を把握し、学校生活及び寮生活に必要な支援又は配慮を確認することを目的とする。

なお、この確認面談は、塩尻市教育委員会の選考結果を改めて審査するものではない。

1 5 結果通知

選考結果は、全ての応募者及び保護者に通知する。

通知は電子メールにより連絡した後、文書を郵送する。

1 6 参加者決定後の手続

参加者は、塩尻市教育委員会及び立教英国学院の案内に従い、確認面談、渡航及び受入れに必要な手続を行うこと。

主な手続は、次のとおりである。

- (1) 立教英国学院による確認面談への参加
- (2) 立教英国学院への提出書類の作成
- (3) 在籍校との単位、出席、履修等に関する確認
- (4) パスポートの取得

- (5) 補助金の交付申請、請求、実績報告及び精算に関する手続
- (6) 航空券の手配
- (7) 健康状態、服薬、アレルギー等に関する情報提供
- (8) 学校生活、寮生活及び英語学習に関する事前確認
- (9) その他塩尻市教育委員会又は立教英国学院が必要と認める手続

17 事故、疾病等への対応及び海外旅行保険等への加入

参加者の短期海外学習期間中に発生した事故、疾病、けが、トラブルその他の事由については、塩尻市教育委員会、立教英国学院、参加者、保護者、在籍校及び関係機関が連携し、必要な情報共有及び調整を行う。

現地で発生した医療費、救援者費用、帰国費用その他事故又は疾病等に伴い発生する費用は、塩尻市教育委員会が負担するものではなく、海外旅行保険等の補償内容及び個別の事情に応じて、本人又は保護者の負担となる場合がある。

参加者は、渡航期間中の事故、疾病、けが、賠償責任、携行品損害、救援者費用等に備えるため、本人及び保護者の責任において補償内容を十分に確認した上で、海外旅行保険等に参加するものとする。保険料は、原則として本人又は保護者の負担とする。

参加者の行為により第三者等に損害が生じた場合は、関係法令、保険契約及び個別の事情に応じて取り扱う。

18 渡航及び帰国の手続

渡航日は、立教英国学院の入学式、学期開始日、空港送迎等の日程に合わせて調整する。

航空券は、塩尻市教育委員会及び立教英国学院が示す日程及び条件に基づき、塩尻市教育委員会の事前確認を受けた上で、本人又は保護者が手配するものとする。本人又は保護者は、手配した航空便の情報等を塩尻市教育委員会へ報告する。

帰国便についても、立教英国学院が指定する帰国可能時間帯等に従って調整する。

19 帰国後の報告

本事業により短期海外学習を行った生徒は、塩尻市の代表として得た経験を地域に還元するため、帰国後、塩尻市教育委員会が実施する報告会、発表会、広報活動等に協力するものとする。

想定される活動は、次のとおりである。

- (1) 市内での体験報告
- (2) 在籍校での発表
- (3) 市広報紙又は市ホームページへの掲載協力
- (4) 次年度以降の応募希望者への情報提供
- (5) 塩尻市又は塩尻市教育委員会が実施する国際交流又は教育関連事業への協力

20 選考対象からの除外及び参加者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、応募者を選考の対象から除外し、又は参加者としての

決定を取り消すことがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (3) 健康上又は生活上の理由により、海外での生活又は寮生活が困難と認められる場合
- (4) 在籍校との調整が整わない場合
- (5) 本人又は保護者が必要な手続を行わない場合

2 1 個人情報の取扱い

提出された個人情報及び健康状態等に関する情報は、本事業の募集、選考、参加者の決定、立教英国学院による確認面談及び受入れ調整、渡航手続、安全管理、事業実施並びに帰国後の報告に必要な範囲で使用する。

また、これらの目的に必要な範囲で、在籍校、立教英国学院、保護者その他の関係機関との間で情報共有を行う場合がある。

2 2 その他

- (1) 立教英国学院の受入れ条件、学期日程、授業料、渡航条件等に変更があった場合は、本要項の内容を変更することがある。
- (2) 応募に当たっては、本人、保護者及び在籍校において、短期海外学習期間中及び復学後の学習計画について十分に確認すること。
- (3) 不明な点がある場合は、事前に塩尻市教育委員会学校教育課へ相談すること。

2 3 提出先及び問合せ先

塩尻市教育委員会 学校教育課 教育企画係（浅川・武田）

〒399-0738

塩尻市大門七番町4番3号

電話 0263-52-0280（内線3111）

FAX 0263-52-1158

E-mail gakkou@city.shiojiri.lg.jp